

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度ウズラ卵内投与試験法の開発に係る国内バリデーション試験業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年1月30日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「令和7年度難分解性・高濃縮性化学物質による高次捕食動物への毒性評価法に係る調査・検討業務」（以下「環境省請負業務」という。）において、現行の鳥類毒性試験法を見直し、新たな試験法の確立に向けた課題を整理するとともに、将来的に新たな OECD テストガイドラインの確立に向けた検討を行っている。

環境省請負業務においては、哺乳類にはない体外に卵を産むという鳥類の特性を生かし、鳥類の卵内に化学物質を投与する試験法（以下「卵内投与試験法」という。）の可能性について具体的に検討している。卵内投与試験法におけるエンドポイントの精緻化に向けた検討に加えて、被験物質の投与量や投与時期の選定、偽陽性／偽陰性の程度や試験機関間での再現性の検証等に関するバリデーション試験を行い、試験法としての適用範囲を明確にするためのデータの充実を図る必要がある。

本業務では、ウズラ卵内投与試験法の標準プロトコール（SOP）に基づいて、国内バリデーション試験を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、ウズラ卵内投与試験法の国内バリデーション試験業務を実施することとする。

鳥類胚培養技術を用いて、内分泌かく乱作用を有する既知の被験物質をウズラ受精卵（胚）に投与し、卵内投与試験法の信頼性を検証する。偽陽性／偽陰性の程度や試験機関間での再現性を確認するとともに、試験作業上の問題点を洗い出す。投与する被験物質は2種とし、NIES 担当者が指定する。投与試験終了時に、サンプリングとエンドポイントである生殖器の形態異常等を観察する。発生ステージ、生殖器やミュラー管の形態異常等を観察し、血液と生殖器のサンプリングと保管を行う。PCR法を用いて性判別を行うとともに、画像解析技術を用いて生殖器サイズ等を測定する。各試験群のサンプル数は、NIES 担当者と協議の上、決定する。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、AAALAC の承認を得ていること、あるいは環境省が定める実験動物の飼養保管基準を満たす動物施設を有すること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書 1部
- (2) 報告書の電子データ 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。
--

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度首都圏周辺の高解像気象データの作成及び大気輸送計算業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月26日
- 3 業務実施場所 請負者及び国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）において行うものとする。

4 目 的

NIESは、首都圏において可搬型フーリエ変換分光計（以下「可搬型FTS」という。）を用いて二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスのカラム平均濃度を観測している。取得された可搬型FTSデータは、令和7年度打上げ予定の温室効果ガス・水循環観測技術衛星によって観測されるカラム平均濃度データの検証に利用されるほか、首都圏における温室効果ガスの排出量を推定するために利用される予定である。

大気中の温室効果ガスの濃度データから排出量を推定する手法は「インバース解析」と呼ばれ、大気の動きを再現するモデル（以下「大気輸送モデル」という。）と温室効果ガスの地表面での吸収・排出量のデータを使って温室効果ガスの濃度を予測し、その予測値と可搬型FTSの観測値との間の差が小さくなるように排出量を調節することで最適な排出量を求める。大気の輸送を計算するためには、ある格子点ごとの風向風速、気温、湿度等の気象モデルデータが必要であり、大気の輸送を正確に再現するには、観測値とよく一致した時空間解像度の高い気象データが必要となる。

本業務は、大気輸送計算を高精度に行うために必要となる高時空間解像気象データを領域気象モデルにより作成し、その気象データを大気輸送モデルへの入力として排出量推定に必要な物理量（フットプリント）を計算することを目的とする。

5 業 務 内 容

NIESの担当者と定期的に進捗報告打合せ（月1回程度、1名程度を想定）を行い、領域気象モデルによる高時空間解像気象データの作成、及び大気輸送モデルを用いたフットプリントの計算に関する業務を実施する。高時空間解像気象データを作成する期間は2024年2月から2025年3月までとする。大気輸送モデルの計算は、4つの可搬型FTS観測サイトそれぞれについて行う。ただし、大気輸送モデルの計算期間は観測サイトによって異なり、2024年2月以降で可搬型FTSによる定常観測を開始した日から2025年3月までとする。なお、本業務におけるモデル計算の実行はNIESのスーパーコンピュータシステムを利用してリモートで行うこととする。

業務の実施にあたっては、工程表、実施体制を含む実施計画書を契約後2週間を目処に提出し、打合せ（1回程度、2名程度を想定）にて了承を得た上で進めることとする。

具体的な業務は下記のとおりである。

(1) 領域気象モデルWRFによる高時空間解像気象データの作成

ア) WRFに入力する気象データ等の取得

WRFの計算に必要な以下のデータを取得する。それぞれのウェブサイトからデータをダウンロードするためのスクリプトはNIESが提供する。

- ・ 米国環境予測センター（NCEP）のFinal operational global analysis and forecast data (GDAS/FNL)
- ・ 気象庁のメソスケール数値予報モデルのGrid Point Valueデータ (MSM-GPV)

イ) WRFの実行

ア) で取得したデータを使ってWRFを実行し、上記の期間の首都圏における高時空間解像気象データを出力する。なお、1回のWRFの実行により5日間の連続した気象データを出力するものとし、設定ファイルはNIESが提供する。

(2) 大気輸送モデルSTILTを用いたフットプリントの計算

ア) WRFデータを入力としたSTILTの実行

(1) で計算したWRFの結果を用いて、可搬型FTSの観測サイトごとにラグランジュ型の大気輸送モデルSTILTを実行し、フットプリントを出力する。フットプリントを出力させる日時は可搬型FTSの観測が

行われた日の9時から17時（日本時間）まで15分間隔、高度方向には14レベルとする。

イ) STILT出力値のフォーマット変換

STILTによって計算されたフットプリントを、以降の排出量推定解析に使用できるフォーマット（バイナリ形式）に変換する。変換プログラムはNIESより提供する。

(3) 報告書の作成

上記(1)～(2)の成果をとりまとめた報告書を作成する。必要な場合、文章、図表やデータ等の付録を付加すること。

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 報告書：A4判、30頁程度、3部
- (2) 報告書の電子データを収納したDVD-R等 3式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合はNIES担当者と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

7 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てをNIESに無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIESが承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下URLにおいて公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIESから提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIESから要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIESから提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じてNIESの行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、

利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。

(7)再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕 様 書

1 件 名 令和7年度 GOSAT-GW 衛星による二酸化窒素観測の検証支援業務

2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月20日

3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、GOSAT シリーズの3号機となる、温室効果ガス・水循環観測技術衛星 (GOSAT-GW) に関する研究開発の一環として、温室効果ガス及び窒素酸化物等の衛星観測データの検証評価を行う。本業務では、これらの研究開発を支援するため、二酸化窒素 (NO₂) について、複数の衛星や地上データを収集・処理し、GOSAT-GW の NO₂ データの評価を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。

(1) 計画・準備

請負者は、契約締結後 10 営業日以内に NIES 担当者と打ち合わせすること。その後も必要に応じて NIES 担当者との打合せのもと、本業務の遂行計画を作成し準備を行うこと。本業務の実施計画書を作成し、リモート会議による打合せの機会を設けて NIES 担当者に説明すること。実施計画書では、下記(5)の進捗報告について、業務期間中に行う全ての日程を仮設定すること。

(2) 衛星および地上観測データの収集

欧州および米国の大気観測衛星である「TROPOMI」や「TEMPO」、国際宇宙ステーション搭載の成層圏エアロゾルとガス実験 III 機器「SAGE III」、また地上の Pandora 型太陽直達分光器による NO₂ データについて、公開データベースから取得するスクリプトを作成する。

(3) マッチアッププログラムの作成

(2)のデータについて、GOSAT-GW との時空間マッチアップ評価ツールを作成すること。マッチアップの時空間閾値は任意に指定できる形にする。またデータの質(データの種別やバージョン、バイアス補正の有無やクオリティチェック・フラグの閾値等)の設定は、NIES 担当者と打ち合わせること。また評価結果の可視化を行うこと。

(4) プログラムの動作確認

(3)で作成したプログラムについて、各種 NO₂ データおよび GOSAT-GW データ(もしくは模擬データ)を使ったテスト処理を行い、プログラムの動作確認を行う。

(5) 進捗報告

期間中、適宜、作業の進捗を報告すること。なお、リモート形式で差し支えない。進捗報告で使用するパワーポイントファイルは事前に共有し、報告では議事メモを作成して終了後速やかに共有すること。

(6) 報告書及び資料の作成

上記(1)から(5)の結果を取りまとめて、報告書及び資料の作成を行う。

報告書は、MS Word 形式及び PDF 形式で作成のこと。図は、画像ファイルに加え、別途、一覧としてパワーポイントのスライド形式でまとめること。結果を外国の研究機関と共有すること及び国際会議において発表することを踏まえ、図表中(タイトル、ラベルなど)及びキャプションで用いられる言語は、全て英語で良い。もしくは、日本語で作成する場合は、別途英語のものも作成すること。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務が履行可能な以下の体制を整えること。

なお、参考論文や技術資料は必要に応じて NIES が提供する。

- (1) 請負者は、温室効果ガスの衛星観測データの知見や処理の経験を 5 年以上有する者を担当者として配置させること。
- (2) 契約の主要部分に対する再委託は認めない。また、再委託をする場合はその範囲を実施計画書に明記し、事前に NIES の承認を得ること。
- (3) 衛星データの検証について、5 年以上の実施経験がある作業員を配置させること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 作業結果報告書（打合せ時に作成した議事メモがあれば含むこと） 2部
- (2) (1)の作業結果報告書の電子ファイル（PDF 及び MS Word）、解析で収集及び作成した数値データ、画像データとその一覧（パワーポイント）、進捗報告で使用したパワーポイントファイル、を収録した電子媒体（DVD-R 等） 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当官の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記 (1) 及び (2) にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「既存著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠など適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

13 便宜供与

本業務実施に当たり、必要となる計算機使用に必要なユーザ ID 等施設利用のための便宜は、諸手続を踏まえて NIES が与える。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度「対流圏オゾンの全球化学輸送モデル計算と地上及び衛星観測との比較解析」支援作業
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和8年3月27日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)では、地上観測所や太平洋上を航行する船舶等を用いて、アジア・オセアニア地域における緯度別並びに地域別の温室効果気体や大気汚染物質の大気中濃度観測を1990年代から行っている。近年、対流圏オゾンとその関連成分について、季節変動、長期変動や年々変動、地域分布といった動態や特徴を地球規模で把握するための国際共同研究プロジェクト：Tropospheric Ozone Assessment Report, Phase II (TOAR-II) が行われている。

そこで本業務では、NIESがこれまで観測してきた対流圏オゾンとその関連成分の濃度について、その動態や特徴を明らかにするため、全球化学輸送モデルによる対流圏オゾンのモデルシミュレーションを行い、NIESの観測データとの比較、NIES以外の観測データ(衛星観測を含む)、これらを統合したデータセットの統計解析、大気化学的なメカニズムの解析を行うことを目的とする。

5 業 務 内 容

請負者は本業務の遂行に当たり、NIES担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施すること。

(1)実施計画書の準備

請負者は、本業務の実実施計画書を作成し、リモート会議による打合せの機会を設けてNIES担当者に説明すること。実施計画書では、業務期間中に行う全ての進捗報告の日程を仮設定すること。

(2)全球化学輸送モデル実行環境の整備

NIES担当者が指定する、全球化学輸送モデル(GEOS-Chemモデル)の実行環境の整備を行う。

(3)モデル計算の実行

上記(2)のモデルを用いて、NIES担当者の指示に基づき、フルケミストリー(“full chemistry”)モードでの数値実験を実行し、NIES担当者の指示に従い結果の整理を行う。数値実験は排出源インベントリ(人為起源：ECLIPSEv6b、バイオマス燃焼起源：GFEDv4)と、気象データ(MERRA-2)を利用する。計算年は2022年とする。スピニアップ計算等の付加的計算は、必要に応じて適宜行う。

(4)NIES及びその他観測データの収集と整理

船舶観測：NIESが1999年から2022年まで実施した船舶による大気観測データについて、日本～オセアニア、日本～東南アジア、日本～北米の3航路における観測データ(NIES担当者から提供する)を、モデル計算結果と比較解析できるようにフォーマット等を整理する。

地上観測：EANET観測所(10地点程度)、NIES観測所(波照間、落石岬)、気象庁の観測所(南鳥島、与那国島)をウェブサイトから収集し、モデル計算結果と比較解析できるようにフォーマット等を整理する。

(5)その他のモデル計算結果の収集と整理

CMIP6 (<https://esgf-node.llnl.gov/projects/cmip6/>)、CAMS (<https://ads.atmosphere.copernicus.eu/#!/home>)のモデル計算結果を収集し、その後、(3)のモデル計算結果や(4)の観測データと合わせての統合解析を容易にするため、フォーマット等を整理する。CMIP6モデルでは、2014年まではHistoricalシミュレーションの結果を、2015年以降はSSP245シナリオのシミュレーション結果を使用すること。また、使用するモデルは10個程度とし、アンサンブルシミュレーションがある場合は、アンサンブル平均を作成して観測と比較すること。

(6) 衛星観測データの収集と整理

IASI+GOME2 衛星による対流圏オゾン濃度の観測データを収集し、その後、(3)及び(5)のモデル計算結果や(4)の観測データと合わせての統合解析を容易にするため、フォーマット等を整理する。

(7) 観測データとモデル計算結果の比較による評価と解析

(3)と(5)のモデル計算結果、(6)の衛星観測データ、(4)の観測データを統合したデータセットとし、統計的な解析、モデル計算結果の評価を行うとともに、大気化学的なメカニズムの解析を行う。比較解析する内容は以下の通り。

(a) 時間的な変動

- ・過去から現在までの長期濃度変動、変化率（とその統計的有意性）
- ・年々変動の大小（とその統計的有意性）
- ・過去と現在の季節変化の差異（例：振幅、位相）（とその統計的有意性）
- ・日変化

(b) 地域的な特徴

- ・地域性（緯度帯・経度帯等）
- ・緯度方向、経度方向の勾配
- ・これらの季節性（春（3-5月）、夏（6-8月）、秋（9-11月）、冬（12-2月））

(8) データベース化

NIESが解析結果を論文として公表するとともに、データをNIESのウェブサイト（地球環境データベース、<https://db.cger.nies.go.jp/ged/ja/>）から公表するために、2種類のデータセットとして整備する。

論文を公表するジャーナルは Earth System Science Data (ESSD) (<https://www.earth-system-science-data.net>)を想定する。

(9) 進捗報告

検討状況の進捗については、3週間に1回程度の頻度で、NIES担当者に定期報告することとし、リモート会議を基本とする。この会議では、進捗報告書の説明とともに、議事メモを作成すること。

(10) 報告書・資料作成

上記(1)から(8)の結果を取りまとめて、報告書の作成を行う。

図表は別途、パワーポイントのスライド形式でまとめること。結果を外国の研究機関と共有すること及び国際会議において発表することを踏まえ、図表及びキャプションで用いられる言語は、日本語に加えて英語のものも作成すること。また、NIES担当者との協議の上、epsまたはps形式でも図を提供するよう努めること。

6 業務実施体制及び資格

請負者は、本業務が履行可能な以下の体制を整えること。

- (1) 全球化学輸送モデルの改良は、コンピュータプログラムの知見だけでなく、気象・大気化学等の知見も求められ、複雑な作業が想定されることから、請負者は、全球化学輸送モデル（GEOS-Chemモデル）のソースコード改良及びシミュレーション実行の経験・実績を有する者を担当者として配置させること。
- (2) 契約の主要部分に対する再委託は認めない。また、再委託をする場合はその範囲を実施計画書に明記し、事前にNIESの承認を得ること。
- (3) リモート会議を基本とするため、円滑にリモート会議が実施できるよう体制を十分整えること。

7 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時までに以下の成果物をNIES担当者へ提出するものとする。

- (1) 作業結果報告書 2部
- (2) 打合せ時に作成した議事メモ 一式
- (3) (1)及び(2)の作業結果報告書と議事メモの電子ファイル、改良を施した数値モデルのソースファイルや数値データを収録した電子媒体(CD-R又はDVD-R) 一式

報告書の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以

下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

ただし、当該「判断の基準」を満たすことが困難な場合には、NIES 担当者の了解を得た場合に限り、代替品による納品を認める。

なお、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は NIES 担当者との協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

8 著作権等の扱い

- (1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (2) 請負者は、成果物に関する著作権者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- ① 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。
- ② 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- ③ 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ④ 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- ⑤ 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等適切な盗難防止の措置を講ずること。また、Winny 等の P2P ソフトをインストールしていないことが確認できたもののみを使用すること。
- ⑥ 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

10 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

11 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者との協議の上、その指示に従うものとする。

12 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

13 便宜供与

本業務実施に当たり、必要となる計算機使用に必要なユーザ ID 等施設利用のための便宜は、諸手続を踏まえて NIES が与える。

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度 Webkis-Plus データベース構造の改良及びデータ整備マニュアル等作成業務
- 2 業務契約期間 契約締結日～令和7年12月19日
- 3 業務実施場所 請負者において行うものとする。

4 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）では、「化学物質データベース運営経費」の研究業務として、化学物質の環境リスク管理に関する情報を広く一般に提供するための「Webkis-Plus 化学物質データベース」（以下「Webkis-Plus」という。）というウェブサイトを立ち上げ、2019年より改訂版を公開している（<https://www.nies.go.jp/kisplus/>）。Webkis-Plus では毎年公開される化学物質関連情報を更新するとともに、新たに公表された情報の収集と提供や新たな機能の追加など、ウェブサイトの更新・改善を進めている。本業務では、Webkis-Plus のデータベース構造の改良および改良後の構造を踏まえたデータ整備マニュアルの作成、最新の関連データの収集等を実施する。

5 業 務 内 容

請負者は、本業務の遂行に当たり、NIES 担当者と十分な打合せを行い、以下の業務を実施することとする。なお、業務遂行に必要な公開システムを構成するスクリプト類やデータベース群及び関連データ等は NIES 担当者より提供する。データ構造や利用するデータの修正など Webkis-Plus のコンテンツにとって重要な変更については必ず NIES 担当者の了解を得たうえで作業内容を決定すること。また、数回の情報更新を想定しており、NIES 担当者とは相談の上、適切なタイミングで更新データを NIES に提出すること。

(1) Webkis-Plus システム構成の文書化

a) ウェブページ構成の整理と文書化

ウェブページ全体の構成の整理および文書化を実施する。具体的には次の作業を行う。

- ・ URI とページ概要、URI の内容（引数の説明）、ページのスクリーンショットを整理する
- ・ 各ページで利用している jQuery や JavaScript の独自関数の概要説明
- ・ 各ページで利用している Codeigniter の View ファイル一覧

b) データベース構造の整理と文書化

データ管理用のデータベース群の構造の整理と文書化を実施する。具体的には次の作業を行う。なお、後述するデータ構造の改良を踏まえた最新のデータベース群についての文書を納品物とする。

- ・ サーバで利用しているデータベースのテーブル（以下、「最終テーブル群」と呼ぶ。）のリストと各テーブルの概要説明
- ・ 管理用データベース（MDB 形式）において、最終テーブル群が参照しているテーブル一覧とその説明
- ・ 利用しているテーブルリストに関して、元データ群の説明

(2) Webkis-Plus データベースのデータ構造の整理と改良

a) 物性等情報のデータベース構造の整理と改良

物性値等情報（化学物質詳細情報ページの CAS RN や化学物質名称、別名、物性情報）に関連するテーブル群のデータ構造を整理し、改善策を検討する。その際、検索のために利用しているフィールドについて、データベース側ではなくサーバサイドプログラム側で処理することを検討するなど、改善策について NIES 担当者とは検討し、最終的なデータ構造および関連クエリを作成する。

b) カテゴリ情報の整備と改良

現状のカテゴリについて、情報の正誤を確認し、カテゴリ情報の追加・修正を検討する。PRTR 情報については、最新データで対象物質等が変更になったため、カテゴリの追加および物質情報を整備する。また、カテゴリ情報の関連データのデータ構造を文書化するとともに、改善点を検討する。なお、本作業の一部は(1) b) の作業と重複しており、(1) b) の作業として達成できていれば、新たに検討する必要はない。

c) 出典情報データの整備と改良

現状の出典情報について、情報の正誤を確認し、情報の修正等を検討する。また、出典情報を利用している Webkis-Plus のページについて、ページごとに活用している情報源を整理するとともに、必要に応じて利用データの改善やデータ整備方針の改善を検討する。

(3) データ整備方法の検討とデータ追加・更新方法のマニュアル化

a) 更新データのデータ整備方法の検討およびマニュアル化

(4) で記載したデータリストについて、各作業年度で独立したデータベース(群)(MDB 形式)を作成し、データ整備作業を実施する方針を前提として、関連テーブルの整備およびクエリの作成を実施する。その際、データ追加・更新方法のマニュアル文書を作成するとともに、テーブル名、クエリ名を工夫することで、作業手順の明確化を進める。なお、VBA やマクロは極力活用しないこととし、具体的な方針の詳細については NIES 担当者と協議のうえ決定することとする。

b) 新規データのデータ追加方法のマニュアル化

今後新規データを追加する際や既存データを修正する際のデータ整備方法のマニュアルを作成する。なお、VBA やマクロは活用しないこととし、具体的な方針の詳細については NIES 担当者と協議のうえ決定することとする。

c) 新規データ・更新データの作業内容のフローチャート化

データを更新する際に参照するための、データ修正箇所や情報ソースの特徴に基づく作業内容のフローチャートを作成する。このフローチャートは上記 a) および b) のマニュアルと連携して整備することとし、それぞれ該当する作業内容を参照できるようにする。

(4) 整備データの更新

a) 毎年度更新しているデータの収集および整備

次に挙げる情報を収集し、データ整備する。なお、詳細は Webkis-Plus の出典一覧(<https://www.nies.go.jp/kisplus/other/dataset>)を参照すること。また、情報ソースのデータをデータテーブルに変換・加工する作業については Excel またはテキストアプリを利用する想定で、入手した情報源(入手日・入手元情報含む)および作業途中データも納品物に含めることとする。

- ・ 化学物質と環境(環境省)
- ・ 化学物質分析法開発調査報告書(環境省)
- ・ 農薬出荷量および関連農薬情報
- ・ PRTR 排出・移動量
- ・ 環境リスク初期評価(環境省)

6 成果物の提出

請負者は、業務契約期間終了時まで以下の成果物を NIES 担当者へ提出するものとする。

- (1) 業務結果報告書及び収集・作成したデータ一式を収録した電子媒体(CD-R 又は DVD-R) 2 式

7 著作権等の扱い

(1) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。

(2) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (2) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (3) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (4) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (5) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正処置を実施すること。
- (6) 業務に用いる電算機（パソコン等）は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講ずること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (7) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。

9 検 査

本業務終了後、NIES 担当者立会いによる本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

10 協 議 事 項

本業務に関し疑義等を生じたときは、速やかに NIES 担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

11 そ の 他

請負者は、本業務実施に係る活動において、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）を推進するよう努めるとともに、物品の納入等に際しては、基本方針で定められた自動車を利用するよう努めるものとする。

仕様書

1. 件名 令和7年度全自動電気泳動システム 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度全自動電気泳動システム 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳

全自動電気泳動システム 一式(搬入、据付、配管、配線、調整を含む)

(構成内訳)

全自動電気泳動システム本体部 1式

(本体部内訳)

全自動電気泳動システム本体 1台

ソフトウェア 1式

専用 Vortexer 1個

3. 研究内容・購入目的

NIES では、琵琶湖生態系の生物多様性の保全を目的に、魚類を中心とした様々な水生生物の湖内およびその周辺水域における分布状況とその季節変動を、環境 DNA 解析によって調査している。

本調達は、前述の DNA 解析に使用する環境 DNA/RNA サンプルの品質管理に用いるため、「令和7年度全自動電気泳動システム 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度全自動電気泳動システム 一式」については、以下の条件を満たす必要がある。

- ① DNA、RNA の2種類の電気泳動分析に対応できる機種であること。
- ② 試料の分析レーンが独立しており、試料のクロスコンタミネーション、汚染がないこと。
- ③ 分析用チップもしくはテープに張られている二次元バーコードによりアッセイの種類、使用期限などが自動で管理される機能があること。
- ④ 分析に必要な DNA、RNA の試料量は $2\mu\text{l}$ 以下であること。
- ⑤ totalRNA, genomic DNA の分解度を評価する解析ソフトが付属されていること。

5. 納品場所 滋賀県大津市柳が崎 5-34 国立研究開発法人国立環境研究所 琵琶湖分室

6. 納入期限 令和7年9月30日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES 担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時まで NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 2 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕様書

1. 件名 令和7年度 分析天びん用分注ユニット 一式

本仕様書は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）が調達する「令和7年度 分析天びん用分注ユニット 一式」について規定する。

2. 数量 一式

構成内訳 分注モジュール 1台

イオナイザー 1台

付属品（分注ヘッド、石英管固定治具）

3. 研究内容・購入目的

NIESでは、小型炭素用加速器質量分析計を用いて地上観測ステーションや定期貨物船で採取した大気試料中の二酸化炭素に含まれる放射性炭素同位体比分析を実施している。放射性炭素同位体比分析には、大気試料から二酸化炭素を抽出したのち水素と鉄粉を用いてグラファイト状炭素試料を作成する精密な試料前処理が必要である。本調達は、試料前処理に必要な「分析天びん用分注ユニット 一式」を購入するものである。

4. 仕様

「令和7年度 分析天びん用分注ユニット 一式」は、以下の仕様を満たす必要がある。

- ① NIESが所有する分析天びん（メトラー・トレド株式会社製 XPR105DRV）に組み込んで、分析天びんの操作パネルに目標の重量を入力することで、鉄粉試料の自動分注が行えること。
- ② ノズル（分注ヘッド）を取り付けることで、天びんの計量皿上に置いた容器（直径6mmの石英管）に設定した量の鉄粉試料を分注できること。
- ③ 容器の高さに合わせて自動で分注ヘッドの高さが調整可能なこと。
- ④ 1mgから5gの範囲で分注できること。
- ⑤ 秤量精度を向上させるため、分注ユニットに設置できる除電器（イオナイザー）、分注ヘッド、6mm石英管を計量皿上に固定する治具を付属すること。
- ⑥ 分注ヘッドは物質に関するデータ（物質名・充填量・残存量など）を保存できること。
- ⑦ 装置寸法が幅500x奥行600x高さ500mm未満の卓上サイズであること。

5. 納入場所 茨城県つくば市小野川16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限 令和7年9月30日

7. 協議事項

本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は、NIES担当者と協議し、その指示に従うこと。

8. その他

本調達が、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品（産業廃棄物等）の撤去（運搬・処分）を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等（例：労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、電波法（昭和 25 年法律 131 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律 138 号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）など）に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

また、納入引渡し完了した時点より 1 年間を保証期間と定め、保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。

仕 様 書

1. 件 名

令和7年度化学物質による生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務において、生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）に対する有害性評価及びばく露評価に関する業務を行う。

3. 事業所の名称

国立研究開発法人国立環境研究所（茨城県つくば市小野川16-2）

4. 勤務場所

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域 環境リスク科学研究推進室

電話番号 029-850-2588

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅

5. 組織単位

環境リスク科学研究推進室（環境リスク科学研究推進室長）

6. 派遣期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

7. 勤務形態及び員数

- (1) 勤務時間 月曜日から金曜日（祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）のうち3日
9：00～17：00（うち、休憩時間12時～13時）
実働7.0時間
指揮命令者の指示により時間外労働及び休日出勤もあり得るものとする。この場合、時間外労働は、4時間/日、45時間/月、360時間/年以内とする。また、休日における労働は同一週内の勤務日との振替を原則とするが、振り替えられない場合の休日労働は2日/月の範囲内とする。

- (2) 員 数 1名

8. 責任の程度

- (1) 役職名
なし

- (2) 具体的責任の内容
担当業務の遂行責任のみ

9. 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別

限定しない。

10. 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

限定しない。

11. 業務内容等

特記仕様書によるものとする。

12. 出張の取扱い

(1) 出張依頼等

指揮命令者の指示により、派遣労働者を当該業務の関連で出張させた場合の費用は、翌月に精算するものとする。

なお、NIES からの支給範囲は交通費及び宿泊費（10,000円（税込）を限度）の実支出額とする。

(2) 就業時間の取扱い

派遣労働者の出張期間中の就業時間は、7.（1）に定める就業時間数を就業したものと取り扱うものとする。

13. 福利厚生

ロッカー、職員食堂、入館証、派遣先の施設及び設備について便宜供与する。

また、作業に必要な備品及び消耗品について便宜供与する。

14. 報告書の提出

(1) 勤務報告書の提出

派遣労働者は別紙1の勤務報告書に勤務時間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受けるものとする。なお、月末については、確認を受けた後、派遣先責任者に提出するものとする。

(2) 出張経費報告書

派遣労働者は別紙2の出張経費報告書に出張期間終了毎に所要事項を記載し、指揮命令者の確認を受け、派遣先責任者に提出するものとする。

15. 勤務状況の報告

派遣先責任者は、派遣労働者から14.の提出を受けたときは、速やかに派遣元責任者へ報告するものとする。

16. 業務完了報告書等の提出

派遣元責任者は、15.の報告を受けたときは、速やかに業務完了報告書及び派遣元管理台帳の写を派遣先責任者へ報告するものとする。

17. 検査

指揮命令者の確認を受けた14.に定める報告書及び派遣元責任者から提出のあった16.に定める報告書等により行うものとする。

18. 当該業務に係る責任者及び指揮命令者

(1) 派遣元責任者

役 職

氏 名

電話番号

(2) 派遣元苦情処理担当者

役 職

氏 名

電話番号

(3) 派遣先責任者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長

志太 健一

029-850-2586

(4) 指揮命令者

役 職

氏 名

電話番号

国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域

環境リスク科学研究推進室長

大野 浩一

029-850-2588

(5) 派遣先苦情処理担当者

役職	国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康領域長
氏名	山本 裕史
電話番号	029-850-2532

19. その他

本仕様書に定めのない事項又は業務内容の変更等については、必要に応じて派遣元会社と指揮命令者が協議の上、定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 件 名

令和7年度化学物質による生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務

2. 目 的

国立研究開発法人国立環境研究所（以下「NIES」という。）の環境省と契約する請負業務において、生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）に対する有害性評価及びばく露評価に関する業務を行う。

3. 業務内容

- (1) 農薬、医薬品を含む化学物質による生活環境動植物の有害性評価に関する文献・資料の収集及び生態リスク評価関連文書の作成。
- (2) 生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）を用いた生態毒性試験の信頼性評価及びばく露評価。
- (3) (1) 及び (2) の業務内容に係る環境省請負業務等に係る検討会等で使用する資料の素案作成。
- (4) (1) 及び (2) の業務内容に係る検討会等の会議運営及び関係者との事務連絡等。
- (5) 上記 (1) から (4) の他、指揮命令者の指示に従い、必要な業務を行う。

4. 必要条件・資格等

上記3. の業務を行うために、派遣労働者は以下の条件を必ず満たしている者でなければならない。

- (1) 学歴等
理系の修士（相当）卒業以上の学歴を有すること。
- (2) 技術的能力
 - ①国内外の化学物質や農薬規制のためのリスク評価書や関連する行政文書を適切に理解できる能力を有すること。
 - ②化学物質に関する生活環境動植物（鳥類、野生ハナバチ、水生生物）を用いた生態毒性試験結果の信頼性評価を実施する能力及び経験を有すること。
 - ③JDreamⅢ、PubMed 等の文献データベースを用いた文献検索を実施した経験があり、これらのデータベースを用いて業務に関連する適切な文献を収集する能力を十分に有すること。
 - ④所内外の関係者とメール、電話等で日本語、英語による業務連絡を行うことができるコミュニケーション能力を有すること。
- (3) 語学及び学術的能力
TOEIC625点以上のスキルを持つ、若しくは同等の英語力をもつこと。
- (4) OA スキル
 - ①Microsoft Excel（数式、表の作成含む。）
 - ②Microsoft Word（文章作成・編集）
 - ③Microsoft Access（クエリ、フォームの操作を含む。）
 - ④Microsoft PowerPoint（資料作成を含む。）
- (5) 出張
期間中3回程度（東京都23区内）（web会議にて代替されることがあり、その場合はNIES内での開催となる。）
- (6) その他
協調性を持って意欲的に業務をおこなうこと。

5. 機密の保持

業務遂行上知り得た情報等について、むやみに第三者に伝えてはならない。判断しかねる事態が生じた際は、必ず指揮命令者の指示を仰ぐものとする。

(別紙1)

勤務報告書

業務名(件名) 令和7年度化学物質による生活環境動植物(鳥類、野生ハナバチ、水生生物)に対する有害性評価及びばく露評価に係る支援協力員派遣業務

令和 年 月分

氏名 _____

日(曜日)	勤務時間	H	休憩時間(分)	超過勤務時間	H	業務内容等
1日()	: ~ :			: ~ :		
2日()	: ~ :			: ~ :		
3日()	: ~ :			: ~ :		
4日()	: ~ :			: ~ :		
5日()	: ~ :			: ~ :		
6日()	: ~ :			: ~ :		
7日()	: ~ :			: ~ :		
8日()	: ~ :			: ~ :		
9日()	: ~ :			: ~ :		
10日()	: ~ :			: ~ :		
11日()	: ~ :			: ~ :		
12日()	: ~ :			: ~ :		
13日()	: ~ :			: ~ :		
14日()	: ~ :			: ~ :		
15日()	: ~ :			: ~ :		
16日()	: ~ :			: ~ :		
17日()	: ~ :			: ~ :		
18日()	: ~ :			: ~ :		
19日()	: ~ :			: ~ :		
20日()	: ~ :			: ~ :		
21日()	: ~ :			: ~ :		
22日()	: ~ :			: ~ :		
23日()	: ~ :			: ~ :		
24日()	: ~ :			: ~ :		
25日()	: ~ :			: ~ :		
26日()	: ~ :			: ~ :		
27日()	: ~ :			: ~ :		
28日()	: ~ :			: ~ :		
29日()	: ~ :			: ~ :		
30日()	: ~ :			: ~ :		
31日()	: ~ :			: ~ :		
計	—		—	—		—

(特記事項)

※既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者

国立研究開発法人国立環境研究所
環境リスク・健康領域
環境リスク科学研究推進室

大野 浩一 □

(別紙2)

出張経費報告書

指揮命令者 殿			請求者	所属						氏名	□					
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃				船 賃		航空賃	車 賃		宿泊料	備 考	
					路 程	運 賃	急 料	行 金	計	路 程		運 賃	路 程	実費額		実費額
					km	円	円	円		km	円	円	km	円	円	
合 計																
出張用務									旅 費 計		円		※宿泊料及びその他経費については、必ず領収書を添付すること。 なお、交通費についても、原則として添付すること。			
									その他経費計		円					
									合 計		円					

注) NIESからの支給範囲は、交通費及び宿泊費(10,000円(税込)を限度)の実支出額とする。

注) 既存の様式が存在する場合等においては、本様式との整合性等を勘案し、協議の上で別途決定することを妨げるものではない。

指揮命令者
 国立研究開発法人国立環境研究所
 環境リスク・健康領域
 環境リスク科学研究推進室
 大野 浩一 □